

第六十四回国会 社会労働委員会 議 録 第一 号

本国会召集日(昭和四十五年十一月二十四日)(火曜日)(午前零時現在)における本委員は、次の通りである。

委員長 倉成 正君

理事 伊東 正義君	理事 小山 省二君
理事 佐々木義武君	理事 増岡 博之君
理事 栗山 ひで君	理事 田邊 誠君
理事 大橋 敏雄君	理事 田畑 金光君
理事 有馬 元治君	理事 小此木彦三郎君
大石 武一君	梶山 静六君
唐沢俊二郎君	藏内 修治君
小金 義照君	齊藤滋与史君
田川 誠一君	中島源太郎君
早川 崇君	別川悠紀夫君
松澤 雄蔵君	松山千恵子君
箕輪 登君	向山 一人君
山下 徳夫君	渡部 恒三君
渡辺 肇君	川俣健二郎君
小林 進君	後藤 俊男君
島本 虎三君	藤田 高敏君
山本 政弘君	古寺 宏君
古川 雅司君	渡部 通子君
寒川 喜一君	西田 八郎君
寺前 巖君	

昭和四十五年十二月三日(木曜日)

午前十時四十一分開議

出席委員

委員長 倉成 正君

理事 伊東 正義君	理事 小山 省二君
理事 栗山 ひで君	理事 田邊 誠君
理事 大橋 敏雄君	理事 田畑 金光君
理事 有馬 元治君	理事 小此木彦三郎君
梶山 静六君	唐沢俊二郎君
小金 義照君	齊藤滋与史君

第一類第七号

社会労働委員会議録第一号 昭和四十五年十二月三日

別川悠紀夫君

山下 徳夫君

渡辺 肇君

小林 進君

島本 虎三君

渡部 通子君

西田 八郎君

出席國務大臣

厚生 大臣 内田 常雄君

出席政府委員

厚生大臣官房長 高木 玄君

厚生省環境衛生局長 浦田 純一君

厚生省薬務局長 加藤 威二君

委員外の出席者

厚生大臣官房副官長 立公園部長

社会労働委員会調査室長

中村 一成君

濱中雄太郎君

十一月二十四日

駐留軍労働者の雇用の安定に関する法律案(島本虎三君外六名提出、第六十三回国会衆法第一号)

国有林労働者の雇用の安定に関する法律案(川俣健二郎君外六名提出、第六十三回国会衆法第一号)

十二月一日

廃棄物処理法案(内閣提出第一五号)

同日二日

自然公園法の一部を改正する法律案(内閣提出第二四号)

毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案(内閣提出第二五号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

連合審査会開会に関する件

国政調査承認要求に関する件

廃棄物処理法案(内閣提出第一五号)

自然公園法の一部を改正する法律案(内閣提出第二四号)

毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案(内閣提出第二五号)

〇倉成委員長 これより会議を開きます。

国政調査承認要求に関する件についておはかりいたします。

厚生関係の基本施策に関する事項

労働関係の基本施策に関する事項

社会保険制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する事項

労働関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する事項

以上の各事項について、その実情を調査し、対策を樹立するため、小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等の方法により、本会期中調査を進めたいと存じます。

つきましては、衆議院規則第九十四条により議長の承認を求めたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

〇倉成委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

〇倉成委員長 内閣提出の廃棄物処理法案、自然公園法の一部を改正する法律案、及び、毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案を議題とし、

順次提案理由の説明を聴取いたします。厚生大臣内田常雄君。

廃棄物処理法案

清掃法(昭和二十九年法律第七十二号)の全部を改正する。

目次

第一章 総則(第一条―第四条)

第二章 一般廃棄物(第五条―第八条)

第三章 産業廃棄物(第九条―第十四条)

第四章 雑則(第十五条―第二十四条)

第五章 罰則(第二十五条―第三十条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、廃棄物を適正に処理すること等により、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃えがら、汚水、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く)をいう。

2 この法律において「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

3 この法律において「産業廃棄物」とは、事業活動に伴つて生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚水、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物をいう。

(事業者の責務)

第三条 事業者は、その事業活動に伴つて生じた

廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならぬ。

2 事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物の再生利用等を行なうことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製造、加工、販売等に係る製品、容器等が廃棄物となつた場合においてその適正な処理が困難になることのないように努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 市町村は、つねに清掃思想の普及を図るとともに、廃棄物の処理に関する事業の実施にあつては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。

2 都道府県は、市町村に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えることに努めるとともに、当該都道府県の区域内における産業廃棄物の状況をはあくし、産業廃棄物の適正な処理が行なわれるように必要な措置を講ずることに努めなければならない。

3 国は、廃棄物の処理に関する技術開発の推進を図るとともに、市町村及び都道府県に対し、前二項の責務が十分に果たされるように必要な技術的及び財政的援助を与えることに努めなければならない。

第二章 一般廃棄物

(市町村の処理)

第五条 市町村は、その区域(市町村長が政令で定める基準に従ひ指定する区域を除く。)内における一般廃棄物の処理について、一定の計画を定めなければならない。

2 市町村は、前項の規定により定められた計画に従つて、同項に規定する一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。

3 市町村が行なうべき一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準(海洋を投入処分の場合とすることができると定められた一般廃棄物に

あつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染防止法(昭和 年法律第 号)に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。並びに市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準は、政令で定める。

4 第一項に規定する区域内の土地又は建物の占有者(占有者がいない場合には、管理者とする。以下同じ。)は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができると認められるもの、自ら処分しない一般廃棄物については、可燃物と不燃物を各別の容器に収納し、粗大ごみを所定の場所に集める等市町村が行なう一般廃棄物の収集、運搬及び処分を協力しなければならない。

5 市町村長は、第一項に規定する区域内において事業活動に伴ひ多量の一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者に対し、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及び方法を指示することができる。

6 市町村は、当該市町村が行なう一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関し、条例で定めるところにより、手数料を徴収することができる。

(一般廃棄物処理業)

第六条 前条第一項に規定する区域内においては、その区域を管轄する市町村長の許可を受けなければ、一般廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行なつてはならない。ただし、事業者がその一般廃棄物を自ら運搬し、又は処分する場合、もつぱら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集、運搬又は処分を業として行なう場合その他厚生省令で定める場合は、この限りでない。

2 市町村長は、前条第一項の規定により定められた計画に適合するものであり、かつ、環境衛生上の支障が生ずるおそれがないと認められるときでなければ、前項の許可をしてはならない。

3 第一項の許可には、期限を附し、一般廃棄物の収集を行なうことができる区域を定め、又は環境衛生上必要な条件を附することができる。

4 第一項の許可を受けた者は、一般廃棄物の収集、運搬及び処分につき、当該市町村が前条第六項の規定により条例で定める収集、運搬及び処分に関する手数料の額に相当する額をこえる料金を受けてはならない。

5 第一項の許可を受けた者は、前条第一項に規定する区域内においては、同条第三項の政令で定める基準に従ひ、一般廃棄物の収集、運搬又は処分を行なわなければならない。

6 市町村長は、第一項の許可を受けた者がこの法律又はこの法律に基づく処分に違反する行為をしたときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

7 市町村長は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、当該処分を受けるべき者にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

(一般廃棄物処理施設)

第七条 し尿処理施設又はごみ処理施設(政令で定めるところの処理施設を除く。以下同じ。)を設置しようとする者は、その工事に着手する前に、厚生省令で定めるところにより、都道府県知事(保健所を設置する市にあつては、市長とする。第十条及び第二十条第二項を除き、以下同じ。)に届け出なければならない。ただし、当該し尿処理施設がし尿浄化槽である場合であつて、当該し尿浄化槽に關し、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第六十一条(同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。)の規定による建築主事の確認を申請すべきとき、又は同法第八十七条第二項(同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。)の規定により建築主事に通知すべきときは、この限りでない。

2 し尿処理施設及びごみ処理施設(以下「一般廃棄物処理施設」という。)は、厚生省令で定める基準に従つて維持管理しなければならない。

3 都道府県知事は、一般廃棄物処理施設の維持管理が前項の厚生省令で定める基準に適合していないと認めるときは、その管理者に対し、当該一般廃棄物処理施設につき必要な改善を命じ、又は期間を定めて当該一般廃棄物処理施設の使用の停止を命ずることができる。

(し尿浄化槽清掃業)

第八条 し尿浄化槽の清掃を業として行なうとする者は、当該業を行なうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。

2 市町村長は、前項の許可を受けようとする者が厚生省令で定める技術上の基準に適合する設備、器材及び能力を有すると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

3 第一項の許可を受けた者は、厚生省令で定める基準に従ひ、し尿浄化槽の清掃を行なわなければならない。

4 第六条第六項及び第七項の規定は、第一項の許可を受けた者について準用する。

第三章 産業廃棄物

(事業者及び地方公共団体の処理)

第九条 事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。

2 市町村は、単独に又は共同して、一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物その他市町村が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行なうことができる。

3 都道府県は、主として広域的に処理することが適当であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行なうことができる。

(処理計画)

第十条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の産業廃棄物の適正な処理を図るため、産業廃棄物に関する処理計画を定めなければならない。

2 前項の処理計画には、産業廃棄物の処理施設の設置、産業廃棄物の運搬、産業廃棄物の処分場所その他産業廃棄物の処理に関する基本的事項を定めなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の処理計画を定める場合には、あらかじめ、公害対策基本法（昭和四十二年法律第百三十二号）第二十九条の規定による都道府県公害対策審議会の意見を聞かなければならない。

（事業者の処理）

第十一条 事業者は、その産業廃棄物を自ら運搬し、若しくは処分し、又は産業廃棄物の処理を業として行なうことのできる者に運搬させ、若しくは処分させなければならない。ただし、都道府県又は市町村が行なう産業廃棄物の収集、運搬又は処分に関する業務の提供を受ける場合は、この限りでない。

2 事業者は、自らその産業廃棄物の運搬又は処分を行なう場合には、政令で定める産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準（海洋を投入処分の場合とすることができると定めた産業廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染防止法に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。）に従わなければならない。

3 事業者は、その産業廃棄物が運搬されるまでの間、厚生省令で定める基準に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。

4 都道府県知事は、事業者の産業廃棄物の運搬若しくは処分が第二項の政令で定める基準に適合していないと認めるとき、又は事業者の産業廃棄物の保管が前項の厚生省令で定める基準に適合していないと認めるときは、当該事業者に対し、その産業廃棄物の運搬若しくは処分又は保管の方法の変更その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（地方公共団体の処理）

第十二条 都道府県及び市町村が行なう産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準は、前条第二項の政令で定める基準とする。

2 都道府県又は市町村は、産業廃棄物の処理施設の設置その他当該都道府県又は市町村が行なう産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する費用を、条例で定めるところにより、徴収するものとする。

第十三条 産業廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行なう者とする者は、当該業を行なうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者がその産業廃棄物を自ら運搬し、又は処分する場合、もつぱら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集、運搬又は処分を業として行なう場合その他厚生省令で定める場合は、この限りでない。

（産業廃棄物処理業）

2 都道府県知事は、前項の許可を受けようとする者が厚生省令で定める技術上の基準に適合する設備、器材及び能力を有すると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

3 第一項の許可を受けた者は、第十一条第二項の政令で定める基準に従い、産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行なわなければならない。

4 第六条第六項及び第七項の規定は、第一項の許可を受けた者について準用する。この場合において、第六条第六項及び第七項中「市町村長」とあるのは、「都道府県知事」と読み替へるものとする。

（産業廃棄物処理施設）

第十四条 廃プラスチック類処理施設その他の産業廃棄物の処理施設で政令で定めるもの（以下「産業廃棄物処理施設」という。）を設置しようとする者は、その工事に着手する前に、厚生省令で定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。

2 産業廃棄物処理施設は、厚生省令で定める基準に従つて維持管理しなければならない。

3 都道府県知事は、産業廃棄物処理施設の維持管理が前項の厚生省令で定める基準に適合して

いないと認めるときは、その管理者に対し、当該産業廃棄物処理施設につき必要な改善を命じ、又は期間を定めて当該産業廃棄物処理施設の使用の停止を命ずることができる。

第四章 雑則

（清潔の保持）

第十五条 土地又は建物の占有者は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つよう努めなければならない。

2 建物の占有者は、建物内を全般にわたつて清潔にするため、市町村長が定める計画に従い、大掃除を実施しなければならない。

3 何人も、公園、広場、キャンプ場、スキー場、海水浴場、道路、河川、港湾その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。

4 前項に規定する場所の管理者は、当該管理する場所の清潔を保つよう努めなければならない。

5 市町村は、必要と認める場所に、公衆便所及び公衆用ごみ容器を設け、これを衛生的に維持管理しなければならない。

6 便所が設けられている車両、船舶又は航空機を運行する者は、当該便所に係る尿を環境衛生上支障が生じないように処理することに努めなければならない。

（投棄禁止）

第十六条 何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

一 第五条第一項に規定する区域内又はその地先海面において廃棄物を捨てること。

二 第五条第一項に規定する区域以外の区域内における下水道又は河川、運河、湖沼その他の公共の水域に一般廃棄物を捨てること。

三 第五条第一項に規定する区域以外の区域内又はその地先海面において産業廃棄物を捨てること。

（ふん尿の使用法の制限）

第十七条 ふん尿は、厚生省令で定める基準に適合した方法によるのでなければ、肥料として使用してはならない。

（報告の徴収）

第十八条 都道府県知事又は市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、事業者、一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業とする者、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の管理者又は尿浄化槽の清掃を業とする者に対し、廃棄物の保管、収集、運搬若しくは処分、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の維持管理又は尿浄化槽の清掃に関し、必要な報告を求めることができる。

（立入検査）

第十九条 都道府県知事又は市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、事業者の産業廃棄物の保管若しくは処分の場所、一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業とする者若しくは尿浄化槽の清掃を業とする者の事務所若しくは事業場又は一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の保管、収集、運搬若しくは処分、一般廃棄物の処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の維持管理又は尿浄化槽の清掃に関し、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（環境衛生指導員）

第二十条 前条第一項の規定による立入検査及び産業廃棄物の処理に関する指導の職務を行なわせるため、都道府県及び保健所を設置する市に、環境衛生指導員を置く。

2 環境衛生指導員は、都道府県又は保健所を設置する市の職員であつて、厚生省令で定める資

格を有するものの中から、都道府県知事又は市長が任命する。

(技術管理者)

第二十一条 一般廃棄物処理施設(政令で定める)の管理は、当該一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の維持管理に関する技術上の業務を担当させるため、技術管理者を置かなければならない。ただし、自ら技術管理者として管理する一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設については、この限りでない。

(国庫補助)

第二十二條 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、次に掲げる費用の一部を補助することができる。

一 一般廃棄物処理施設の設置に要する費用
二 災害その他の事由により特に必要となつた廃棄物の処理を行なうために要する費用
(特別な助成)

第二十三條 国は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設その他の廃棄物の処理施設の設置に必要な資金の融通又はそのあつせんに努めるものとする。

(不服申立て)

第二十四條 第七條第三項又は第十四條第三項の規定により保健所を設置する市の市長が行なう処分についての審査請求の裁決に不服のある者は、厚生大臣に対して再審査請求をすることができる。

第二十五條 第六條第一項、第八條第一項若しくは第十三條第一項の規定に違反し、又は第六條第六項(第八條第四項及び第十三條第四項において準用する場合を含む。)の規定による命令に

第五章 罰則

違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第二十六條 第七條第三項若しくは第十四條第三項の規定による命令に違反した者又は第二十四條第二項に規定する期間を経過した後(この期間内に異議申立てがあつた場合においては、その異議申立てに対する決定があつた後)において、第二十一條第四項の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第二十七條 第十六條の規定に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

第二十八條 第十八條の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは第十九條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者又は第二十一條第一項の規定に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

第二十九條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十五條から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十條 第七條第一項又は第十四條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五千元以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二條 この法律の施行前に改正前の清掃法第十五條第一項の規定によつてなされた汚物取扱業の許可又は許可の申請は、改正後の廃棄物処理法第六條第一項の規定によつてなされた一般廃棄物処理業の許可又は許可の申請とみなす。

にこれに相当する規定があるときは、改正後の同法によつてしたものとみなす。

第三條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(保健所法の一部改正)

第四條 保健所法(昭和二十二年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第五條 第二條第四号中「清掃」を「廃棄物の処理」に改める。

(「い獣処理場等」に関する法律の一部改正)

第六條 建設基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

第五十一條中「と畜場、火葬場」を「火葬場又はと畜場」に、「又はごみ焼却場」を「ごみ焼却場その他の処理施設」に改める。

(土地収用法の一部改正)

第七條 土地収用法(昭和二十六年法律第二百一十九号)の一部を次のように改正する。

第三條第二十七号を次のように改める。

第二十七 地方公共団体が設置する廃棄物処理

法(昭和 年法律第 号)による

一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設その他の廃棄物の処理施設(廃棄物の最終処分場所に係るものに限る。)及び公衆

便所

(清掃施設整備緊急措置法の一部改正)

第八條 清掃施設整備緊急措置法(昭和四十三年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項第一号中「清掃法(昭和二十九年

法律第七十二号)第四條に規定する特別清掃地

域」を「廃棄物処理法(昭和 年法律第

号)第五條第一項に規定する区域」に改める。

(新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正)

第九條 新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十五年法律第七号)の一部を次のように改正する。

別表中
清掃法(昭和二十九年法律第七十二号)第十八條第一号に規定するごみ又は糞尿を処理するための施設の設置

廃棄物処理法(昭和二十二年法律第一号)に規定する一般廃棄物処理施設の設置

(厚生省設置法の一部改正)

第十條 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第九條の二第二項第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二 廃棄物処理法(昭和 年法律第 号)を施行すること。

(通商産業省設置法の一部改正)

第十一條 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第九條の二第三号の次に次の一号を加える。

三の二 通商産業省の所掌に係る事業の産業

廃棄物の処理に關すること。

理 由

最近における廃棄物の処理の実態にかんがみ、産業廃棄物の処理に関する事業者の責任を明確にし、産業廃棄物の処理の方法に関する基準を定めるとともに、市町村が一般廃棄物を処理すべき区域を拡大する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

自然公園法の一部を改正する法律案

自然公園法の一部を改正する法律

自然公園法(昭和三十三年法律第六十一号)

の一部を次のように改正する。
目次中「(第十二条 第十六条)」を「(第十二条 第十六条の二)」に改める。
第二条の次に次の一条を加える。

(国等の責務)

第二条の二 国、地方公共団体、事業者及び自然公園の利用者は、すぐれた自然環境が現代及び次代における国民の健康で文化的な生活の享受のため欠くことのできないものであることを認識し、すぐれた自然の風景地の保護とその適正な利用を図られるように、それぞれの立場において努めなければならない。

第二章第三節第十六条の次に次の一条を加える。

(清潔の保持)

第十六条の二 国又は地方公共団体は、国立公園又は国定公園内の道路、広場、キャンプ場、スキー場、水泳場その他の公共の場所について、必要があると認めるときは、当該公共の場所の管理者と協力して、その清潔を保持するものとする。

第十七条第三項ただし書中「着手していた行為」の下に「(第四号の二に掲げる行為を除く)」若しくは「(第四号の二に規定する湖沼若しくは温原が指定された際に着手して、いた同号に掲げる行為)」を加え、同項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 厚生大臣が指定する湖沼又は温原及びこれらの周辺一キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは温原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。

第十七条第四項中「又は」を「若しくは」に改め、「行為」の下に「(同項第四号の二に掲げる行為を除く)」又は「(同項第四号の二に規定する湖沼若しくは温原が指定された際に着手して、いた同号に掲げる行為)」を加える。

第十八条第三項ただし書中「着手していた行為」の下に「(前条第三項第四号の二に掲げる行為

を除く)」若しくは「前条第三項第四号の二に規定する湖沼若しくは温原が指定された際に着手して、いた同号に掲げる行為)」を加え、同条第四項中「又は」を「若しくは」に改め、「行為」の下に「(前条第三項第四号の二に掲げる行為を除く)」又は「(前条第三項第四号の二に規定する湖沼若しくは温原が指定された際に着手して、いた同号に掲げる行為)」を加える。

第十八条の二第三項に次の一号を加える。
六 汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行の際現に海中公園地区内において汚水又は廃水を排水設備を設けて排出している行為については、改正後の第十八条の二第三項の規定は、適用しない。

理由

自然環境の保護に資するため、すぐれた自然の風景地の保護並びに国立公園及び国定公園内の公共の場所の清潔の保持についての国等の責務を定めるとともに、特別地域内の湖沼等の景観を維持するため汚水の排出を規制する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案
毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案
毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三十三号)の一部を次のように改正する。

第十三条の見出しを「(特定の用途に供される毒物又は劇物の販売等)」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十三条の二 毒物劇物営業者は、毒物又は劇物のうち主として一般消費者の生活の用に供されると認められるものであつて政令で定めるもの

については、その成分の含量又は容器若しくは被包について政令で定める基準に適合するものでなければ、これを販売し、又は授与してはならない。

第十五条の二の次に次の一条を加える。
(回収等の命令)

第十五条の三 都道府県知事は、毒物劇物営業者又は特定毒物研究者の行なう毒物若しくは劇物又は第十一條第二項に規定する政令で定める物の廃棄の方法が前条の政令で定める基準に適合せず、これを放置しては不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあると認められるときは、その者に対し、当該廃棄物の回収又は毒性の除去その他保健衛生上の危害を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第十六条の見出しを「(運搬等)についての技術上の基準等)」に改め、同条第一項中「特定毒物」を「毒物又は劇物」に改める。

第二十二條第四項中「第十六条の二」を「第十五条の三、第十六条の二」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(毒物又は劇物を含有する家庭用品)
第二十二條の二 特定家庭用品(政令で定める毒物又は劇物を含有する物(製剤である毒物又は劇物を除く)のうち、主として一般消費者の生活の用に供されると認められるものであつて政令で定めるものをいう。以下同じ。)の製造業者は、その製造に当たつては、その政令で定める毒物若しくは劇物の含量又は容器若しくは被包について政令で定める基準を遵守しなければならない。

2 厚生大臣又は都道府県知事は、特定家庭用品が前項の政令で定める基準に適合していないと認めるときは、当該特定家庭用品の製造業者に對し、その製造方法又は使用する容器若しくは被包の改善を命ずることができる。

第二十四條第三号中「第十三条」の下に「第十三条の二」を加える。

第二十五条に次の一号を加える。
八 第二十二條の二第二項の規定による命令に違反した者

附則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

理由

毒物及び劇物の取扱ひの適正を図るためその運搬等の技術上の基準を定めるとともに、日常生活の用に供される毒物及び劇物について成分等の基準を定めてその安全な使用を確保する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○内田国務大臣 ただいま議題となりました三法案のうち、まず廃棄物処理法案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

今日、わが国における産業活動の拡大、国民生活の向上等に伴つて排出される各種の廃棄物は、膨大な量にのぼり、その質もまた著しく変化しております。特に、産業廃棄物の多くは、有害物質や処理の困難な物質を含み、公害の原因ともなっております。

このような実態にかんがみ、産業廃棄物に關し事業者の処理責任を明確にするとともに、その処理の体系を整え、また、市町村が行なうべき一般廃棄物の処理区域を市町村の全域に拡大するなど、現行の清掃法を全面的に改め、廃棄物の処理に遺憾なきを期するためにこの法律案を提案いたしました。

次に、この法律案の内容につきましてその概略を御説明申し上げます。

第一に、廃棄物を事業活動に伴つて生ずる汚泥、廃油、廃プラスチック類等の産業廃棄物と、これ以外の家庭廃棄物を含む一般廃棄物とに区分

し、それぞれの処理の体系を整備確立することとしております。

第二に、事業活動に伴って生ずる産業廃棄物につきまして、事業者がみずから処理する責任を明確にするともに、その製品、容器等が廃棄物となった場合に、その処理が困難となることのないようにつとめなければならないこととしたしました。

同時に、産業廃棄物のうち、一般廃棄物とあわせて処理することができるものなどの処理は市町村が行ない、主として広域的に処理することが適当なものの処理は都道府県が行なうこともできることとしております。

なお、都道府県知事は、公害対策基本法の規定による都道府県公害対策審議会の意見を聞いて、産業廃棄物の適正な処理をはかるための計画を定めなければならないこととしたしました。

第三に、一般廃棄物の処理につきまして、現行の清掃法における市町村の処理体系を踏襲した上で、市町村が処理の責任を負う区域を原則として市町村の全域に拡大し、また、市町村の処理事業に対する住民の協力義務を規定いたしました。

以上のほか、生活環境の保全の見地から所要の規定を整備することとしております。

これがこの法律案を提出いたしました理由でございます。

次に、自然公園法の一部を改正する法律案について、その提案の理由を御説明申し上げます。

最近、国立公園及び国定公園の自然環境の汚染が著しく進行し、このまま放置することが許されない状況となっておりますことは、御承知のとおりであります。すぐれた自然の保護とその適正な利用をはかることが、国民の健康で文化的な生活を確保する上において欠くことのできないものであること、また、このような自然環境の保護につとめることが新しい見地から公害対策の重要な一環であると考えますとき、早急に、汚染の原因となる行為に対し、規制を強化する必要があり、このため、この法律案を提出いたしました。

次に、改正案の内容についてその概略を御説明申し上げます。

第一は、国、地方公共団体、事業者及び自然公園の利用者は、すぐれた自然の保護とその適正な利用がはかられるように、それぞれの立場において努力すべき責務を明らかにいたしました。

第二は、国または地方公共団体は、自然公園内の公共の場所については、その管理者とともに、その清潔の保持につとめるものとしたこととあり、第三は、特別地域内の湖沼及び湿原並びに海中公園地区内に汚水または廃水を排出する行為について、国立公園にあつては厚生大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の許可を要するものとしたこととあります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由でございます。

第三は、毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案でございますが、その提案の理由を御説明申し上げます。

最近、事業活動において使用された日常生活の用に供される毒物及び劇物は、その用途、種類及び量ともに増加したつとあり、これに伴い、これらの物の運搬中の事故が多発する等保健衛生上の危害の発生が憂慮されているところであります。

このような事態にかんがみまして、毒物及び劇物の廃棄、運搬等に関する規制を強化するとともに、日常生活の用に供される毒物または劇物による危害の防止をはかることが急務であると考えまして、このたび、この法律案を提出いたしました。

次に、改正案の内容についてその概略を御説明申し上げます。

第一は、特定毒物以外の毒物または劇物についても運搬等の技術上の基準を定めることとしたこととあります。

第二は、家庭用品のうち毒物または劇物を使用するものについて成分等の基準を定め、この基準に適合しないものの販売または授与を禁止することとしたこととあります。

といたしましたこととあります。

第三は、毒物または劇物を基準に違反して廃棄した毒物劇物営業業者等に対し、廃棄した物の回収、毒性の除去その他の措置を命ずることができるといたしましたこととあります。

以上がこの法律案を提出する理由であります。が、何とぞ以上三案件につきまして慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○倉成委員長 この際、連合審査会開会に関する件についておはかりいたします。

産業公害対策特別委員会に付託を予定されております内閣提出にかかる公害対策基本法の一部を改正する法律案、及び細谷治嘉君外七名提出にかかる環境保全基本法案、並びにすでに同委員会に付託されております内閣提出にかかる騒音規制法の一部を改正する法律案、公害防止事業費事業者負担法案及び大気汚染防止法の一部を改正する法律案について、産業公害対策特別委員会に連合審査会の開会を申し入れることとし、また、同委員会から、ただいま提案理由の説明を聴取いたしました廃棄物処理法案、自然公園法の一部を改正する法律案、及び、毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案について連合審査会開会の申し入れがありましたならば、これを受諾することにしたと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○倉成委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

なお、連合審査会の開会日時につきましては、委員長間において協議の上決定いたしますが、明日、午後二時より開会の予定でありますから御了承ください。

次回は、来たる七日、午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十時五十一分散会

昭和四十五年十二月十二日印刷

昭和四十五年十二月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

A